

増補改訂版

私はやっぱり、

憲法を活かす道を

選択したい。



辻元清美講演録

【憲法編】

発行●辻元清美再生プロジェクト

「改憲」キャンペーンが意図するもの

憲法をめぐる様々な議論が噴出していきます。

私は、一連の改憲論議で「ここを外してはいけない！」という論点がいくつもあると考えています。

まず重要なのは、国家そのものの質が根底から変えられようとしているということ。憲法さえ変えれば現在の課題が解決するかのよう

なキャンペーンが張られていること。天皇制と二四九条（男女平等）、九条（非戦）が狙い打ちにされていることです。

そして、世界を動かす大きな潮流から見たときにはじめて、「改憲」の真の意図が浮かび上がってくるのです。

憲法は誰のための「ルール」なの？

まずはじめに、皆さんにお聞きしたいことがあります。『憲法』というものは一体何でしょう？ お互いに憲法をどう認識しているかを確認してから、話を進めたいと思います。

そもそも法律というのは、ルールですよ。これしたらあかんとか、こんなことしたら罰せられますよとか。言ってみれば、私たちの行動規範、規則です。では、憲法というものは一体何でしょうか。憲法はその他の法律と同じように、国民が守らなければいけないルールだと思っている方が結構多いのではないのでしょうか。

井上ひさしさんや加藤周一さん、大江健三郎さんたちが呼びかけてらっしゃる「九条の会（注1）」という市民グループがあります。その会の事務局長をされている東京大学の小森陽一さんと先日お話ししたときに、こんなことをおっしゃっていました。講演の最初に手を挙げてもらうと、三分の一くらいの人が憲法は「私たちが守らなければいけないルール」だと思っています。

日本は民主主義国家といわれています。そして、「主権在民」です。国家というのは、ときに戦争に走っていったり暴走したりすることがあります。かつての専制君主国だったら、国王だけが偉くて、みんなに「こうせえ、あせえ」と一方的に「命令」するのが政治だったわけです。しかし、今はそ

うではなくて「主権在民」です。ですから、私たちが、国家いわば権力を持っている側に対して「こういうことはやったらあかんよ」とか、「この範囲で政治をやりなさい」と命令して、国家権力を制限することになります。つまり、

国の主人である私たちがから国や権力者に対しての命令が憲法なんです。

ところが、そこを逆転させて、国民が守らなければならないルールへと憲法を変えていこうと主張する人たちが現れています。これについては、後で詳しく言います。

簡素でわかりやすい日本国憲法のカタチ

憲法と法律の関係、相互に作用するしくみについてももう少し触れてみます。憲法というのは私たちの側から「権力の行使を（この範囲でやりなさいよ）」と定めて、権力が恣意的に動くことを抑制するものです。そして、決められた範囲の中では法律を作り、私たちにに対して「こういうことをしなさいいけない」とか「こうしてはいけない」と定めることができます。しかし、はじめに憲法で定めた範囲を超えることはできないわけですね。

具体的に憲法の構成を見ていくと、最初は「天皇」(第一章)から始まり「戦争の放棄」(第二章)があつて、その次に「国民の権利及び義務」(第三章)がきています。ここに入っている義務というのは、「子どもに教育を受けさせる義務」、「勤労の義務」(勤労は権利でもありません)、そして「納税の義務」のことです。第四章からは国会の機能や内閣や裁判所はこうあらねばならないといった、憲法の大きな柱である三権分立について、具体的に示されています。その次に、財政と地方自治。その後には憲法の「改正」の方法とか、憲法の最高法規としての位置づけや憲法は誰が守るべきなのかなどがあつて、全部で十一章の構成になってます。私は、世界中の憲法の中でも、簡素でわかりやすい、よくできた形だと思つています。

第三章を読むと分かるのですが、個々の条文にはひとつの形があつて、そこに憲法の思想がはつきりと現れています。例えば「宗教の自由」という項目があります。最初に、「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する」(二〇条一項)とされています。個人がどんな宗教を信じてても自由ですよというわけです。それと対になって、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」(二〇条三項)と続いています。国は、「宗教に関連した教育や活動をしたらあかんで、政教分離やで」と書いてあるわけです。ですから例えば、小泉総理が靖国神社に参拝することについて「憲法に違反してるやないか」という議論が出てくるわけです。誰かが靖国神社に個人で参拝に行つても「おまえ、政教分離に違反してるぞ！」って言われたいじゃないですか。それは、憲法が国とか権力者に対してのルールだからなんです。

その他にも、例えば昔は政府を批判するような内容をもつ会合をしていたら、私なんか演壇に立つただけで、ひよつとしたら憲兵とか来たかもしれないわけ

【注一】井上ひさし(作家)、梅原猛(哲学者)、大江健三郎(作家)、奥平康弘(憲法研究者)、小田実(作家)、加藤周一(評論家)、澤地久枝(作家)、鶴見俊輔(哲学者)、三木睦子(国連婦人会)ら各氏の呼びかけで「日本国憲法を守る」という一点で生まれた市民団体。各地で会が設立され、相互に連絡を取り合いながら活発な講演会活動などを行っている。

す。しかし、「集会・結社及び言論・表現の自由」「通信の秘密」が憲法で保障されている。「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」(二一条一項)。続いて「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない」(二一条二項)とある。この二項は国に対する命令です。ね。国は、私たちに保障されている言論の自由を侵したらあかんぞとここでも対になっていきます。ですから盗聴法が違憲だというような議論があるわけです。

また、移動の自由もそうです。「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」(二二条一項)。「どこに住んでもええで。引越してもええで。何の仕事してもええで」と保障している。続いて「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」(二二条二項)と続きます。国は、私たちが外国に自分の意思で移住したいとか、国籍を離脱したいという権利を保障しなければならぬとなつていきます。「おまえは日本国籍を離脱するのか、けしからん！」というふうには、国は制限してはならない。ここでも、私たちの権利と、国がしたらあかんことが対になってます。

そして結婚。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」(二四条一項)とされているように、結婚は、両性の平等が基本です。戦前やつたら女の人には選挙権がなかったし、家父・家長の支配権を絶対とする家父長制というのがありましたね。しかし、現憲法では、「結婚は男女お互い個人の自由やで」と言ってるわけです。

続いてこの二四条では、家族とか配偶者の選択などに関して、「男女が平等に扱われるべきや」と書かれています。だから、二四条二項で「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」となっているわけです。「女性が差別されるような法律、ルールを作つたらあかんで」とあるのです。

この二四条についてはまた後で話しますが、今後大問題になっていく可能性ががあります。二四条と九条というのが憲法「改正」問題の争点になっていくと思ひます。

その他にも、国の努力義務などが書いてあります。憲法というのは、私たちが自身が持っている権利をいかに保障するかを書いたものですから、それと対になって国、要するに政府とか権力を持つる者に対して、「国民の権利を侵すようなことをしてはいけない、その範囲を超えてはいけない」と定めているのです。

戦争と抑圧の歴史が産んだ、「近代憲法」の大原則

この点についてはアメリカやフランスなどの憲法も同じです。私たちの国はかつては統治者が一方的に「命令」を発するという統治のされ方だったけれど、現憲法では、そうではなくて、主役は一人ひとりの個人なんだと規定している。これまでにさまざまな戦争や抑圧の歴史があったり、王政があったり独裁が生まれたり。そうした歴史の中から「民主主義って何だろう」と多くの人が考えてきた理念に基づいています。現在は、独裁国といわれるような国を除いてほぼ世界中の国が、国民が主役という「近代憲法」を採択しているんです。

この近代憲法では、憲法とは国家権力を制限するために国民が国家に突きつけたルールであるというのが共通認識です。憲法は、国民が国家に向けて書いた命令であり、それを守るのは当然国家権力の側であって、国民一人ひとりではないということです。

憲法九九条の「憲法尊重擁護義務」には、この憲法は誰が守らなければならぬのかということが書いてあるわけです。国会議員になると必ず議員手帳を貰うんですけれども（私も議員の現職時代に貰いました）、そこには日本国憲法が必ず載っています。国会議員はこの憲法を擁護し守る義務がありますからいつも持っているわけです。憲法九九条はこうなっています。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と。一方、私たち国民の憲法尊重擁護義務は書かれていません。これは、先ほど言った憲法の基本的性格からいって当然なのです。

国民の権利を保障し、権力者に勝手なことをさせないために、憲法を制定し、

権力者にこれを守らせるといって、この近代憲法の大原則は、欧米も含めて民主主義を人類が獲得する長い歴史の中で作られてきたものです。アメリカ独立宣言の中にもその思想が入っているし、自由・平等・友愛をうたうフランス人権宣言も同じです。

個人の自由・民主主義が危ない！

ところが、先にも述べたように「憲法というのは、私たちが守らなアカンルールと違うの？」と思っている人が結構います。特に、憲法を変えようとしている人たちにそういう発想があるようです。例えば、今回の憲法「改正」議論の中で二〇〇四年四月に出た自民党憲法調査会憲法改正プロジェクトチームの論点整理（注2）を見ると、憲法を国民に守らせるルールに変えていこうという意図が透けて見えます。つまり、今回の改憲議論は、単に条文を変えましようというのではなく、憲法という近代国家の最も基本的な約束事の本質的な性格を変えようという面を持っているのです。これが第一の論点です。

ある新聞記事では「自民党の論点整理は突出している」と報じられました。憲法は国民が従うべき行動規範であると、まったく逆の定義付けをしようとしているわけです。これでは、歴史が逆行することになります。憲法学者の中には、戦前どころか江戸時代ぐらいに逆行しようとしているような内容であると言っている人もいます。国際的にも、権力を縛るはずの憲法を、権力の側が国民に「命令」するルールにしようとしたら、「日本は人類の歴史を逆行させようとしている。民主主義の意味がわかっているのかしら」と国際的に笑われると思います。世界の「常識」から外れるわけです。

憲法そのものの議論になると、まず九条や二四条など各条文の話から入るんですけど、それ以前に憲法そのものの本質を変えようとしているということが、今回の改憲議論の大きな一つの柱だと思います。

【注2】 論点整理——憲法についての各党の論点整理 (2004年11月2日朝日新聞・掲載記事より抜粋)。自民党は党憲法調査会憲法改正プロジェクトチームの「論点整理」(04年6月)、民主党は党憲法調査会の「憲法提言 中間報告」(同)、公明党は党憲法調査会の「論点整理」(同)と運動方針(10月)中の「憲法問題への視点」から、共産党・社民党は関係文書と担当者の話から、それぞれ朝日新聞が作成したもの。

社民党	共産党	公明党	民主党	自民党
国家権力の暴走に歯止めをかけ、国民の権利を保障するもの	主権者である国民の権利と人権を守るため、政治権力に対してしぼりかけるもの	天皇・国務大臣をはじめとする公務員の憲法尊重擁護義務に加えて、国民の憲法尊重擁護義務も定めるべきではないかとする意見には、党の議論としては否定的	国家権力を抑制する「べからず集」に加え、新しい国の姿を国民の規範として指し示すメッセージ。国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動をとるべきかを示すもの	権力制限規範にとどまらず、憲法が国民の行動規範として機能し国民の精神(ものの考え方)に与える影響についても考慮。国民の憲法尊重擁護義務を含めることも議論する
米軍支援海外派兵や多国籍軍参加に至った自衛隊の現状は違憲。北東アジア総合安保機構を創設。自衛隊の縮小改編と並行し日米安保は平和友好条約へ。国際協力は非軍事で	自衛隊は違憲であり国民の合意で段階的に解消し、九条を完全実施する必要がある。九条に反する軍事同盟である日米安保を廃棄し、平等な立場で日米友好条約を結ぶべきだ	戦争放棄、戦力不保持を明記した上で、自衛隊の存在の明記や国際貢献は加憲論議の対象として慎重に検討。国連集団安保への関与は、あくまで民生中心の人道復興支援が主体	九条の平和主義を引き継ぐが、国連の集団安全保障に関与できることを明確化。「制約された自衛権」を明記する。武力行使は最大限抑制的であることの宣言を書き入れる	自衛隊のための戦力の保持を明記する。個別的・集団的自衛権の行使に関する規定を盛り込む。非常事態全般(有事、テロ、大規模暴動、自然災害など)に関する規定を盛り込む
新しい人権論は憲法改悪の口実	生存権や個人の幸福追求権をはじめ、憲法には豊かな人権条項があり、その保障を図ることが必要。環境権、プライバシー権、知る権利などは、人権条項で具体化されている	憲法における「権利のインフレ化」に注意しつつ、環境権やプライバシー権などの条項を加える。知る権利や犯罪被害者の人権については検討課題	「国際人権法の尊重」と、独立した国内人権保障機関の設置を明記。プライバシー権・名誉権、知る権利、環境権、自己決定権を明記。外国人の人権保障を明文に規定	新時代に対応する新しい権利とともに、表裏一体をなす義務・責任もしっかり位置づける。環境権、情報開示請求権、犯罪被害者の権利などを規定すべきだとの意見も
同憲法で男女平等が保障されたが、家庭・地域・職場で真の平等が実現されているとは言い難い。個人や家族は国家のためにはない。一三条の個人の尊重を基本に据える	個人の尊重と両性の平等を定めており、世界的な男女の同権・平等や個人尊重の流れに十分対応。それに反する男女の賃金格差や夫婦同姓制度は、その現実を改革すべきだ	(特に言及なし)	家族という親密な共同体の下では、これまで「法の下での平等」は想定されなかった。個人の権利意識の向上は、家族における抑圧なども憲法の下に据えることを要求している	家族を扶助する義務や国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきだとの意見。二四条の両性平等規定は家族や共同体の価値を重視する視点から見直すべきだとの意見も

今までの国のあり方、つまり専制政府や軍部による独裁とか、戦争体験に対する反省の上に、私たちが戦後営々と作り上げてきた国家の本質を変えてしまうというのが、今の自民党などが考えている案なのです。

大変な事態に直面しているのです。今の改憲の議論というのは、「個人の自由と

は何か。民主主義とは何か」ということを根底から覆そうというような性質を持つている。そういう議論がまかり通ろうとしている。私は、そこに一番の危険性を感じています。

〈環境権へ知る権利〉にダマされないで！

次にもう一つ、今回の議論の中で、注意を払わなければならない点を指摘し

たいと思います。

環境権やプライバシーの保護、情報公開といった「時代が変わったことで新しく出てきた概念についても、憲法の中に入れて方がいい」という議論があります。皆さんも、ひょっとしたらお聞きになっているかと思いますが。「環境権とか情報公開などを入れるのやったら、ええんちゃうか」と思う人は結構いるのではないのでしょうか。

しかし、私はそのような主張は最終的に憲法の本質を変えたり、憲法九条を変えようとする口実にすぎないと思うのです。私は、国会の現場で環境問題解決や情報公開促進のために働いてきました。そんな立場から見ると、このような主張は、「順序が違う」ということがわかるんです。

いくつか例を申し上げます。現在、環境問題で大事なものの一つは地球温暖化問題ですね。最近、冬でも暖かい日が多くて「なんだかへん」と頭だけでなく身体でも感じる人は増えていると思います。今年台風も次々に上陸しました。里山が破壊されて熊も食べ物が無くなり、里に下りるしなくなっている。今まではそんなことはなかった。地球環境問題は深刻さを増していると思います。だから、「環境権が大事」という言い方が受け入れられやすいんです。

しかし、「環境権」を憲法に入れる」と言っている人が、今まで環境問題解決のためにどれだけ力を尽くしてきたのかは、しっかり検証しなければなりません。憲法に入れなければと主張するわりには、これまでほとんど取り組んでこなかったという人が多いのではないのでしょうか。地球温暖化では、日本は京都議定書(注3)に基づいて、温室効果ガスを九〇年を基準に六%削減するというのが国際的な約束になっているわけです。ところが、九〇年からもう一四年経っています。削減どころか約七・六%増えているありさまで。今の政府は、企業寄りの政策をとっていますので、なかなか温暖化対策が進んでいません。

さらに、アメリカは世界中で一番温室効果ガスを出しているのに、京都議定書から離脱したままです。アフリカ大陸全土で出している二酸化炭素よりも、日本が一国で出している二酸化炭素の方が圧倒的に多いし、アメリカなんかもっと多

いわけですよ。ブッシュ大統領は「テロとの戦い」と叫んでいます。温暖化について国際協調をして十分な対策をしないというのは「環境テロ」と言う人がいます。じわじわと将来にわたって取り返しのつかないことになるわけですから。

そんなアメリカが、日本が議長になって京都で必死にまとめた京都議定書から離脱すると言っているのだから、「憲法に環境権を入れたい」と言っている議員は、アメリカを羽交い絞めにしてでも「京都議定書守らんかい」と、殴りこみに行かなあかん。しかし、「環境権」を入れる、憲法は古い」とか言っている議員に限って、アメリカの後ろをコソコソ、コソコソついてまわっているように見えませんか？

だから、環境という「エサ」で改憲を認めさせる方便だと思っただけです。環境アセスメント法を私が自民党とも議論して作ったとき、内容を骨抜きにしようとする力が働きました。そういう人たちに限って、環境権を口実にした改憲派なんです。

情報公開についても同じです。一九九九年に情報公開法(注4)が出来ましたが、これも私が担当してました。国や自治体を持っている情報というのは本来、私たちのものだということ、国民の知る権利」という概念が生まれてきました。ほぼ世界中の情報公開法に、国民には「知る権利」があると明示されています。お隣の韓国もそうです。

日本には今までそういう概念はほとんどありませんでした。しかし、これは情報公開の根幹となる思想ですから、法律に当然入らんとおかしいわけです。ところが自民党がガンとして、「知る権利」という言葉は入れられない。入れるんやったら成立させへん！」と賛成しなかった。官僚が抵抗したからです。結局、この「知る権利」という言葉を自民党が削除しました。当時は自社さ政権で、私は民主党の担当者でしたから、さきがけの(現千葉県知事)堂本暁子さんと一緒に自民党の本部へ出かけて当時の山崎拓政調会長に「知る権利」が入っていない情報公開法は魂が抜けていることになる！」とガンガン主張しました。しかし、彼は応じませんでした。山崎さんは今、改憲派の親分ですね。

今になって「知る権利」とか「環境権」を憲法に入れようと言うのだった

ら、「まず法律の中に〈知る権利〉という言葉を入れるとか、環境アセスメント法の環境汚染企業への規制を強くするとか、やってみる」と言いたい。今まで十分に知り組んでいないのに、憲法に入れたらできるというのは幻想にすぎません。

〈知る権利〉や〈環境権〉を憲法に入れたとしても、その内容がどうなるかは、それぞれの法律で決まるんです。だから、こういった権利が大事だという人は、まず情報公開法や環境アセスメント法の中で、これらの権利を認め、伸ばしていかなければいけないですね。それなのに、法律でそういうことをするのに反対しておいて、憲法の中にこういう権利を入れなければいけないというのは、ごまかしなんです。

もしもそういった人たちが思っている方向に「改憲」したら、新しい九条や二四条の部分だけの勝手な方向転換をフルに機能させるでしょう。それ以外のところはたとえ変えても現状とほとんど変わらないと思います。

誰もが感じる閉塞感、それって憲法が悪いの？

元三重県知事の北川正恭さんが朝日新聞のインタビューに答えて同じような

【注3】京都議定書——大気中の温室効果ガス(二酸化炭素・メタンなど)の増大が地球を温暖化し自然の生態系などに悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、温室効果ガスの国際的な削減ルールを決めた議定書。一九九七年一月、京都で開催されたCOP3(気候変動枠組条約第三回締約国会議)で採択された。先進国などに対し、温室効果ガスを一九九〇年比で一定数値(二〇〇八年～二〇一二年までに日本六%、米七%、EU八%)を削減することを義務づけている。排出量一位のアメリカが二〇〇一年三月に離脱したこと、中国を含めた途上国に削減が義務付けられていないことなど今後の課題が残るなか、二〇〇五年二月一六日から発効する。

【注4】情報公開法——行政機関の持つ情報の公開を図ること、行政機関が国民に対して活動の説明責任を有すること、国民の理解と批判の下で民主的な行政を目指すことなどを目的にした法律(二〇〇一年四月一日施行)。誰でも、国の行政機関に対して行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示される。また政府は、情報の提供施策の充実に努めることとされている。〈国民の知る権利〉という文言が入っていないことや、公務員の守秘義務とぶつかる可能性があること(国家・地方公務員法)、国家安全保障における情報などが不開示されない場合に明確な判断基準が定められていないことなどに対する議論は残ると言われている。

ことをおっしゃっていました。「改憲に短絡させてはいけません。不都合があるのなら、まず政策論として議論をする。それをマニフェストに載せ選挙で問う。支持を得られれば実行に移す。(中略)そうした政治の循環が定着し、政治に本質的な力がつかない限り、憲法に触ってはいけません」と。例えば、日本は環境立国を目指すというのなら、

何よりも真つ先にまず今の法律や施策を点検し、不具合があるならまず政策論として議論し、改善する。そして、実行に移さなければならぬ。そんな手順を踏まないのに、いきなり憲法を変えれば地球環境がよくなるというのは、とんでもないごまかしだということですよ。

千葉大学で労働論に取り組んでいる渋谷望さんは、同じインタビューでこう言っています。「不況下の閉塞感を打ち破りたい人たちが、戦後の象徴である憲法をスケープゴートにしている。停滞の元凶は憲法であり護憲派なのだから、憲法さえ変えれば新しい自分になれるよ、という幻想が振りまかれている」と。

不況で日本中に閉塞感がありますが、それを具体的に解決しようとする行動するのではなく、憲法が悪いせいだとスケープゴートにしてうっぶん晴らしをしているのではないかとも思います。私は、このような流れに国民をあざむこうとする危険性を感じます。

先日、香山リカさんと対談をしたのですが、彼女はこう言っています。「今とてもいい状況で、それでも変えたほうがいいのなら、それはそれで意味があるかもしれない。ただいまは、国の病気の症状の一つとして憲法改正という問題が出てきているようにしか思えない」と。精神科医らしい冷静な意見だと思いました。

私は、今のような日本の状況下で改憲を主張するという流れに国民をあざむこうとする危険性を感じています。議論ではなく、そのような本質をごまかした「改憲」キャンペーンを流すことに惑わされないようにしたいものです。

現在の改憲論議は、世界の潮流から出てきている

今、なぜ、憲法改正の議論が声高に出てきているのか。その背景や世界の流れを読み解くことが、キャンペーンに惑わされないようにする上で不可欠です。トータルに見て今の日本の社会がどこへ向かおうとしているのか。誰がその方向へ引つ張って行こうとしているのか。このような動きのカラクリはどうなっているのか。そして、この流れと違うもう一つの社会の形はどのようなものなのか。その方向に進めるためには、どのようにしていけばいいのか――。

私たちを取り巻く現状を把握し、その中で改憲の問題点を浮き彫りにしていきたいと思います。

最近、世の中が「キナ臭い」と感じている人は多いのではないのでしょうか。イラク戦争への自衛隊の派兵など、アメリカに引つ張られる形で日本社会も変質していつているように見えます。以前から、日本はアメリカに追随していると言われていましたが、ブッシュ―小泉体制になってからの変化は今までは質が違うように思えます。

アメリカにブッシュ政権が誕生してから、いわゆる「ネオコン」といわれる新保守主義の流れが強くなりました。クリントン政権時代とは、個々の政策を貫く考え方が明らかに違っています。日本の改憲派の主張をこのような変化の文脈の中で考えていく必要があると思います。

この新保守主義の裏付けになっているのは、経済のグローバル化です。アメリカと同じ価値観やルールで経済や社会を運営させ、世界を自分たちの権益を上げるように「市場化」する。あらゆる分野でスーパーパワーを作り、市場を広げ、全体のパイを広げていこうというやり方です。

ダボス会議（世界経済フォーラム）の二〇〇四年の年次総会でアメリカの人たちからこのような意見が出たと聞きました。

「中東の諸国がWTOに加盟することを前提に、アメリカと二国間協定を結び、関税を廃止して貿易に投資し雇用を拡大し、自由経済を中東と北アフリカ全域に広げていこうとする構想がある」。

中東と北アフリカ（チュニジアなど）はイスラム圏です。これらの国々をグローバル化した世界経済と自由競争の枠組みに取り込むという意図です。

イスラム諸国の経済体制は、欧米の資本主義とは異なるところがあります。宗教の影響が大きいからでもあり、伝統的な経済システムが異なっているからです。

東西冷戦体制が壊れて、東側諸国（旧社会主義圏）は市場経済の中に組み込まれました。そこで、残るはイスラム圏です。この発言からは、イスラム圏をなんとかアメリカ主導の経済のグローバル化の中に組み込んでいこうとしていることがうかがえます。イラク戦争は、石油権益を獲得するためだといわれていますが、私は、新保守主義のイデオロギーに裏打ちされたアメリカの大きな経済戦略の延長線上にあると考えています。

現在のアメリカには、このように経済を通じて世界を制覇しようという発想がこれまで以上に根強くあります。どの時代にも、放置しておくとそのような動きをする勢力が現れますが、今のアメリカのブッシュ政権を担う人たちはそのような発想で動いているように見えます。

アジアの中では日本、ヨーロッパではイギリス、そして中東ではイラクにアメリカ的価値観をグローバリゼーション的価値観の支柱を立てる。そうすることで、世界中に、アメリカ的経済圏の楔を打ち込むようになっている。ヨーロッパのユーロが力を持ってきましたから、それに対峙するドル経済圏を守るということでもあると思います。

貧困と軍拡はセットで進む

このような経済のグローバルゼーションが進むと、弱肉強食社会になって貧富の差が激しくなるという特徴がみられます。そうになると、弱い者が抵抗した場合に力で抑える必要が出てきますから、バックに大きな軍事力が必要になります。そして、軍拡路線に走って行きます。エネルギーもどんどん消費していく。経済的利潤優先のリストラが横行し治安が悪くなる。ここでも力で押さえる必要が出てくる。言論が規制されていく……。

新保守主義の基盤を作る経済のグローバル化は「力」に裏打ちされて広げられます。抵抗する者、価値観の違う者を「力」である程度押さえつけることを前提にした社会構造に変質していきます。

今のアメリカは、地球温暖化防止京都議定書から離脱したり、国際刑事裁判所に反対するなど、国際協調ではなく単独行動主義を強めています。イラク戦争で軍事化はどんどんエスカレートしています。そして、国内では「愛国法」をつくり市民への監視を強めたり、言論統制への厳しさが増し、軍事優先の社会になっています。貧富の差はますます広がっています。その一方で、ブッシュ大統領の二期目の選挙のときには、「家族を見直そう」とか「中絶や同性愛を禁止しよう」といった公約も聞かれました。新保守主義に即した政策遂行です。

最近では、そうした政府に反対する人たちがアメリカ社会からカナダなどに移民として「脱出」する人が増えてきているとの報道まであります。

改憲論者がみな「戦前回帰」をめざしているわけではない

このような新保守主義に即して出てくる特徴はどこの国でも同じようです。

政治、経済、軍事、教育そして家族中の男女の役割（ジェンダー）にその特徴が出てくるのです。

日本でも、小泉政権になってから、アメリカを中心にした新保守主義の動きに呼応したような流れが強められています。政治では憲法改正が叫ばれ、軍事ではイラクへの自衛隊の派兵や集団的自衛権の行使、教育では教育基本法の「改正」、ジェンダー・バッシングや家族制度の強化、そして言論統制やマスコミ報道への監視、厳罰化などの傾向が見られます。

この数年間で成立した法律にもその特徴が現れています。アメリカとの戦争協力のための「周辺事態法」、犯罪捜査時に条件を満たせばメールや電話が盗聴できる「通信傍受法」、「国旗・国歌法」による日の丸・君が代の教育現場への押し付け、個人を番号で管理する「住民基本台帳法」、国内の自治体や企業を戦争協力させる「有事法制」などが矢継ぎ早に作られています。

卒業式で君が代の声量を測る学校が現れたり、男女平等の基礎を形作る「ジェンダー・フリー」という言葉を自治体で問題にしたり、イラク戦争反対のビラを撒いて逮捕者が出たり、マスコミの言論の自粛傾向が強くなったり。小泉首相の靖国神社参拝定例化もこの文脈の中にあります。

教育現場では、文部科学省が作成した『心のノート（中学生版）』（小学生版は『こころのノート』）が問題になっています。二〇〇二年、小中学生に自発的に読ませるものとして、教育委員会経由で全国の小中学生全員に突然配布されたものですが、中学生版『心のノート』の最後の項目では「大切な家族の一員だから」「この学校が好き」「郷土をもっと好きになろう」「この国を愛し、この国に生きる」「世界に思いをはせよう」となっています。大切な家族、学校、共同体、国家を守ろう——最初から「国家を守ろう」では理解されにくいから、家族から段階的に国家にたどり着く道を作っていくというやりかたです。

そして、これらの流れの総仕上げとして、教育基本法と憲法に手をつけようとしているのです。

日本でもアメリカが主導している新保守主義の潮流に合わせるような傾向が強くなっています。その方向に社会を引っ張っていかうとすると必然的に「競争と力（暴力）」を背景にした社会の構造に変質していきます。

このような体制を維持していくための家族、学校、共同体、国家づくりをしていくことになります。そのために、その流れに即したルール・法律を成立させたり見直しをしたりしていると考えられます。

このような国の形に変えていくための最終段階として国の基礎である憲法を変えようとしているのです。

自民党などの改憲派が「天皇制」と「両性の平等や家族を規定した二四条」と「平和主義の九条」をセットでターゲットにしていることと符合します。

中曽根康弘首相たちは、敗戦コンプレックスに裏打ちされたノスタルジック的改憲派だと思います。「自分の青春を返せ」と言っているように見えます。

一方では、若手の改憲派たちがいます。「若いのに戦前の人みたいな主張をするなあ」と不思議に思っている人がいるかもしれませんが、これらの人たちがめざしているのは戦前回帰ではないのです。

彼らは新しい流れを作ろうと考えている。新保守主義とグローバル化経済の信奉者として新しく登場してきているのです。

「改憲派」はこうした若手とノスタルジック派がくつついたもので、今まさに濁流のよゆうな流れを作りはじめています。

ヨーロッパで広がる「共生と非暴力」の国づくり

しかし、地球上ではもう一つの流れもしっかりとできています。

新保守主義のような「競争と暴力」を背景にした社会ではなく、「共生と非暴力」という発想で社会を作ろうという流れです。

ヨーロッパでは、北欧やドイツ、フランスなどを中心にそのような理念による国づくりが行われています。

これらの国々では、地球温暖化を食い止めるためにさまざまな努力を重ねるなど環境重視の政策を遂行しようとしています。雇用問題でも企業が労働者を解雇（リストラ）することで利潤を上げていこうとするのがアメリカ型とするならば（今の日本もこちらです）、ヨーロッパでは解雇ばかりしている会社の格付けを落とすという傾向が出てきています。オランダなどでは、できるだけたくさんの方が働けるように仕事を分けるワークシェアリングを徹底し、男女とも「ワーク・ライフ（仕事と生活）バランス」を重視した社会を目指しています。

日本は、男性だけが毎月三〇〇四〇万円を稼いで家族を養うという働き方が一般的でした。それだけの仕事をずっとやり続けようとしたら、残業続きで夜中に帰ってきた男の人はフラフラになっていますから、介護・子育ては女性の分担という形です。日本は今でもそのような形が社会保障などでも社会設計のモデルになっています。私はこのモデルを変えないと日本はますます行き詰るのではないかと考えています。社会設計を男女平等を基本にした個人単位に変えることが、現代社会の歪みを矯正する一つの有効な方法だと提案しています。

オランダはパート・有期雇用も含めて賃金・社会保障などを一緒にしていることと、同一価値労働・同一賃金という形を実現しています。月給四〇万円が必要なら男性が二〇万円分、女性が二〇万円分働く。男女ともが家事・育児を行う。それでも現状ではまだ女性の負担が大きいから、女性は一五万円分だけ働くことにするというように個人に合った働き方を選択しやすい社会を作ろうとしています。労働時間も短縮して、男性も休みを取って育児・介護をしやすいです。

あらゆる場面で男女共同参画を基本に国づくりを進め、女性議員を増やす政策も積極的に取り入れています。このような取り組みを積極的にやっている国は北欧諸国をはじめ出生率が落ちていません。

現在の日本の最大の問題は少子化です。日本では、「女性の社会進出が進んだから、こどもを産まなくなった」というような主張をする人がいますが、世界的に見れば、女性が社会進出しやすい国の方が出生率の低下が止まっています。また、企業が社会的責任をきちんと果たしているかどうかで株価を評価しようという「社会的責任投資」の動きも広がってきています。

安全保障については、特定の国同士の二国間の軍事同盟に頼るのではなく、地域全体のリスクを減らす「集団安全保障」の考え方に即して、地域内諸国が一致して紛争予防に努めようとしています。武力行使に対しては、あくまで自制的であるべきだという姿勢です。

市場の原理だけを優先して資本主義を先鋭化させていくと環境や人権を破壊してしまう。いわゆるギャンブル資本主義になっていく。そこで、市場の原理は認めつつ、「環境」「人権」「男女平等」「南北格差是正」「社会的責任」などの観点から適度の規制をかけて、資本主義の暴走を食い止める。

**経済と環境のバランスや経済と人間の関係を
持続可能なものにしていくという観点を重
視した考え方で、ヨーロッパでは大きな流れ
となつて新社会主義の潮流といわれています。**

もちろんどんな社会にも問題はあります。この潮流の社会がバラ色だと言っているわけではありません。しかし、「競争・暴力」を背景にした社会づくりとは一線を画した方向性であることは間違いのないと思います。

国連でも、一九九〇年代には、この流れに即した動きが活発化されました。一九九二年リオデジャネイロで開催された「地球サミット」、一九九四年カイロで開催された「国際人口開発会議」、一九九五年コペンハーゲンで開催された「世界社会開発サミット」、一九九五年北京で開催された「世界女性会議」など——「環境と人間」「先進国と途上国」「女性と男性」などの「共生」について、世界中の人たちで話し合われました。

こうした会議には各国政府だけではなく、NPOやNGOなども参加して行動計画を作りました。私は「地球サミット」にNGOメンバーとして参加しましたが、このころから日本の中でもNPO・NGO活動が活発化してきました。

憲法は「共生・非暴力」のシンボル——憲法が狙われるワケ

その後、私は一九九六年に衆議院議員になりました。私が関わった主な政策は、NPO法、情報公開法、環境アセスメント法、男女共同参画社会基本法、児童買春・ポルノ禁止法、被災者生活再建支援法、公務員倫理法そして京都議定書などです。

当時は、自民党・社民党・さきがけの連立政権でしたが、どちらかといえば、「共生・非暴力」を基礎においた政策が多かったように思います。私は自民党との連立政権運営に不満がありましたが、与党にいる間に、自分たちが目指す共生社会を形作る法律を一つでも多く作ろうと奔走していました。

これらの流れは日本にも根付きはじめています。地域でも男女共同参画への取り組みが積極的に始まったり、介護、環境、子育て、雇用、金融などあらゆる分野に市民が参加するNPO活動が広がっています。この潮流の底には「共生・非暴力」が流れています。こうした流れは、大きく目立った動きというより、あちこちにじわつと広がってきている感じですが。

東西冷戦以降の世界は、「競争・暴力」を背景にした社会と「共生・非暴力」を目指す社会がせめぎあっているのではないのでしょうか。そんな中で私は、日本国憲法は「共生・非暴力」のシンボルだと思います。

現在、日本でも新保守主義的な考え方が勢いづいています。ですから、最終的には「競争・暴力」によって支えられるこれらの考えを信奉する人たちにとっては、「共生・非暴力」の発想の日本国憲法が目障りでならないのです。声高に「改憲」を叫ぶ理由がここにあると思います。

私は、このような世界の大きな流れの中で、改憲論議の本質をとらえることが重要だと考えています。

狙われている二四条——男女平等が見直されるってほんま？

今回の改憲で狙い打ちにされている天皇制と二四条、そして九条をめぐる問題について考えてみます。

一条から八条までの（天皇）の規定についても、自民党の論点整理では触れています。天皇の地位の本来的な根拠はそのような「国柄」にあることを明文規定すべきだという意見が出ているらしいのです。「国柄」って何だろうと思います。戦前の「国体」を言いかえただけのことでしょうか。これは、天皇制に単なる象徴ということ以上の意味を持たせようということだと思います。「はつきりと、元首にした方がよい」という意見もあると聞きました。

私は、これに反対です。天皇の存在については、憲法の規定によって国のシステムの中に位置づけるのではなく、それを守りたいという人たちが自発的に維持していくというのが本当ではないでしょうか。

憲法一条では、「（天皇の）地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とされています。天皇制の問題は、いつもこの観点から考えることが必要だと思えます。

天皇家に女兒しか生まれないから、女帝を認めるかどうか検討しようと言われていますが、議論するのなら天皇制そのものについてもタブーのない議論ができなければいけないと思います。日本は民主主義の国であり、民主主義の国なのですから。

二四条については、自民党では「家族を扶養する義務や、国家の責務として家族を保護する規定を設けるべきだ」、そして「二四条の両性平等規定は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」との意見が論点整理で出ているようです。封建的な家制度を復活させて両性の平等を見直そうという論調に見えます。「今どき、ほんまかいな」と思うかもしれませんが、真剣にこんな意見がでてきます。

皆さんどうでしょう。自分の家族のことは自分で決めたいですよ。国家に介入されたくないですよ。どのような家族にするかはそれぞれの家族の自

由です。でも「家族を扶養する義務がある」という規定が憲法に入れば、今後、どのような解釈がなされていくのかわかったものではありません。

最初に申し上げた憲法と個人との関係、憲法と国家との関係を変えるためにはこの第二四条に手をつける必要がある、と彼らはいらんでいると考えられます。この点は特に要注意です。

平和構築のプロセスを描くチカラ

そして、憲法九条の問題です。私は、「憲法違反だから、こういうことはしてはいけない」という発想だけではなく、「憲法九条があるからこういうことができる」という提案をたくさんしていきたいと思っています。そうでないと説得力がないと思うからです。「九条を変えたときの日本のビジョン」と「九条を活かしたときの日本のビジョン」を具体的に提示して、その上で「どちらの方がいいですか？」と問う必要があると考えています。

イラクへの自衛隊派兵の問題などがあって「憲法九条を守れ」という声が高くなっています。その意思の表し方の一つとして憲法九条バンダナを私も買って、巻いたりします。しかし、そのバンダナを巻いて「憲法を護ろう」と叫んでも、テロは起こるといのが現状です。国際紛争はあちこちで起こっています。私たちが憲法九条を守ろうと唱えるだけでは、今増えてきている国際紛争に対して具体的な力を持たなくなってきた。憲法九条を持つ国として国際紛争にどのようにコミットメントをし、紛争を予防し、和解のプロセスを作っていくか、平和構築に向けてどんなアクションプログラムを持っているのか、その中身が問われる時代なんです。

ですから私自身はいつも

「憲法九条を守ろうと言うだけでは、国際紛争は起こるし、人は死ぬ。憲法九条を使つて、どう行動するかが問題だ」

と機会があるたびに言っています。

私たちの国のあり方として具体的なビジョンを選択肢として示し、そのために何が出来るのかという政策議論を私たちが主体的に提示した上で、「あなたに改憲がいい？ 護憲がいい？」と聞きたいと思うのです。

「憲法九条を変えられたら危ないで、戦争へ突っ込むで」と言っても、具体的にどうなるかを示さないとイメージがわかず説得力がないと思うのです。戦争を美化するマンガなどを読んでいる若者はけっこう多いですから。「北朝鮮が攻めてきたらどうするねん、テロに巻き込まれたらどうするねん」という反論がすぐに飛んできます。

九条については改憲の場合も護憲の場合も、国際紛争などのリスクを完全に消し去ることはできません。憲法を変えても変えなくても、こういう危険はあるんです。その現実を見据えた上で、日本はどのような選択をすることがベターなのかを考えなければならぬと思います。

東京大学の藤原帰一さんが、自分は「冷徹なハト」だと発言されているのを聞いて「なるほど」と思ったことがあります。憲法を巡るスタンスを語るときに、ハト派かタカ派かという分け方がされました。最近では、「クリーンなタカ」とか「ダーティーなハト」というような言われ方もします。「冷徹なハト」とは、憲法九条を守れば平和がおとずれるといような発想ではなく、憲法九条を持つ国として平和構築にどのように具体的にコミットメントしていくかという非常に厳しい立場を表現されたのではないかと思えます。私もこの立場に近いように感じています。

私たちはアメリカを拒否できるか？

現在は、憲法九条を変えることと「集团的自衛権の行使」を認めるといことがセットになって出されています。個別的自衛権は自分の国が攻められた

ときの話ですが、集团的自衛権というのは、自分たちの国以外のいわゆる軍事同盟などを結んでいる国からの要請で一緒に戦争をするということです。

「俺がやられるから、ダチのおまえも顔かせ」とか言われて「はい、行きます」みたいな話が「集团的自衛権の行使」の本質だと思います。今までの日本は、「話し合いやったら行きますけど、暴力を使うのなら行けません」という姿勢だったわけです。これを根本的に変えようという訳です。

日本の場合、「一緒に来い」と声をかけてくる相手はアメリカしかいません。例えば中国が「日本も一緒に戦つて」と言ってきたとしても、行きませんよね。憲法九条を変えて、「集团的自衛権の行使」を日本が認めた場合、これが実際に行使されるのは、アメリカが介入する戦争に、日米安保条約を根拠に一緒に突っ込んでいくという事態以外はほとんど考えられません。こうなると、「俺がやられるから」ではなく、「俺がやりに行くから、ダチのおまえも顔かせ」ということになります。

一九五〇年に韓国と北朝鮮が当時の米ソ対立を背景に争った朝鮮戦争がありました。あの時は、日本は憲法九条が機能して出兵しませんでした。

次にベトナム戦争がありました。熾烈な内戦で、ベトナム人同士が殺し合った。日本だったら静岡あたりで線を引かれて東と西で殺し合いになるというような、本当に凄まじい戦争でした。

アメリカが介入しましたが、アメリカ軍だけではなく韓国軍も出兵しています。アメリカ人と一緒にベトナム人をたくさん殺しました。今でもベトナムで韓国を恨んでいる人が多いと聞きます。そして韓国軍は激しい前線に押し出されたので、韓国兵もたくさん死にました。この韓国軍が出兵した根拠は、アメリカと韓国との間にある「米韓相互防衛条約」です。韓国はアメリカとの間の集团的自衛権の行使として出兵したのです。韓国はアメリカに「来いよ」と言われて、一緒に戦争にいったということです。

このときは、すでに日本にも日米安保条約がありました。しかし日本はベトナムに出兵していません。これは、憲法九条があって、集团的自衛権を認めて



結風(大山崎町)にて

いなかったからです。

現在のイラク戦争では、ファルージャで激しい戦闘が行われています。この瞬間にもたくさんの方が殺されています。ファルージャというのは三〇万人ぐらいの町らしいです。私の住んでいる高槻市は三五万人ぐらいです。この新宿も同じくらい。そんな地域でもの凄い殺し合いをして、町全体が瓦礫になってしまったわけです。

この街でそんなことが起こったらどうなるか、イメージしてください。新宿区ぐらいの町でどこに逃げるんでしょう、一万人もの完全武装の米軍に包囲されたとしたら。

ファルージャでアメリカ軍は皆殺し作戦をやっているように見えます。子ども、女性などの民間人も多数殺されています。

このファルージャの戦闘には、アメリカ軍と一緒にイギリス軍も参加しています。イギリスの兵士はイラク人を殺し、逆にイギリスの兵士も殺されています。このイラク戦争にあてはめれば、憲法九条を変えて「集団的自衛権の行使」を認めると、日本の自衛隊もファルージャに行つて、イギリス軍がやっているのと同じことをやらされるということになるのです。

「イギリスと一緒に戦ってくれるのに、どうして日本は戦ってくれないのか」とアメリカに迫られたらどうなると思いますか。今の政治の現状であるならば、拒否できないのではないのでしょうか。そのような方向への流れに歯止めがかけられなくなります。これが、憲法九条を変えて、集団的自衛権の行使を認めた場合の日本のいちばん具体的なビジョンの一つです。

憲法九条を「武器」にした日本の未来図

私は憲法九条を活かした日本のビジョンとして、三つの柱を考えています。

一つ目は平和調停外交。二つ目が軍縮のイニシアティブ。

三つ目が〈本当の意味での人道支援〉です。いずれも国際的なモデルがあり、私たちが現実な目を向ければ十分実現可能なアクション・プランを描くことができます。

不完全な平和でええやんか——①平和調停外交

先に一つの考え方として、「テロとの戦いやんか、力で抑えるしかないねん。そやから、戦争でもなんでも強いアメリカについてどこまででも行かなしかたない」という社会を選択することを述べました。

しかし、もう一つの考え方があります。武力であらゆる紛争の解決はしないとする憲法九条を活かして、イラク戦争などに対処していくという道です。憲法九条を「武器」にして世界中で起っている紛争解決のために何が出来るのかを具体的に提示し、行動していこうという立場です。憲法九条の理念に裏打ちされた外交や安全保障政策を積極的に展開するということです。

北欧のノルウェーの事例を参考にして、考えていきたいと思えます。

ノルウェーのトップ輸出品は何かご存知ですか？ かわいい家具とかありませんよね。他にどうでしょう。サーモンやししゃもも美味しいし、小さな国なのですが、経済成長率は結構高いんです。

このノルウェーには、ちよつと変わった輸出品があります。〈秘密調停外交〉です。オスロ合意(注5)は有名ですね。先日亡くなったPLOのアラファトさ

ん、ノーベル平和賞をもらいましたよね。暗殺されたイスラエルのラビン元首相と一緒に。パレスチナとイスラエルをなんとか和平に向けて合意させようとノルウェーが中心になって両者に働きかけをして、パレスチナ人による暫定自治の合意に調印をしました。このことに対してノーベル平和賞が与えられたのです。その後また、戦火に包まれていくのですが、この時はなんとか和平合意に漕ぎ着けました。このオスロ合意にむけてノルウェーは下準備の段階から、イスラエルとパレスチナの紛争を何とか和平に持っていこうと、相当の努力をしました。

ノルウェーにはこういう方針があるそうです。「我国はちっぽけだ。世界の辺境にある。植民地を持つたことも他国を支配したこともない。だからこそ出来ることがある」。紛争の調停、仲介外交というのを国の一つの国是にしてるんですね。平和のための大使のような役割を買って出る。世界中で、いつ、どんな紛争が起こっているのかということを細かく分析し、紛争解決にむけてどのようなコミットメントができるのか具体的に検討をし、行動する。粘り強く和平のテーブルに着かせるよう働きかけをするわけです。

もう一つの方針が、たいへん現実的で徹底しています。

本格的な戦争よりも不完全な平和の方がいい

【注5】オスロ合意——一九九三年九月にイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）がワシントンで調印した、ヨルダン川西岸とガザ地区でのパレスチナ人による五年間の暫定自治に関する合意。ノルウェーでの秘密交渉を経たため、オスロ合意という。

というものです。「戦争をするよりも、独裁の方がまだマシだ」ともとれますが、誤解を恐れず勇氣を持ってそう言っているんです。

フセイン元大統領は独裁者やと言われていましたよね。だからといってイラクまで爆撃に行つて戦争で体制を変えようとする方法は選はないということです。違う方法を選びたいという意思表示です。「独裁者をそのままにしているのか」と言う人がいますけど、ノルウェーは、独裁を認めるんじゃないかと、独裁を変えさせるための努力を常にしようとしている。そしてその方針に即して政策を立てています。

これまでにノルウェーが取り組んできた調停は、小さくさまざまなものがあります。例えば、南米コロンビアの反政府ゲリラと接触して活動を抑えたとか。武力ではなく、ゲリラと接触して「もうこんなことはやめた方がええ」と説得するわけです。あと、キプロスのギリシャ系対トルコ系の対立。私もキプロスに行ったことがありますけど、両者が激しく対峙していました。フィリピンの共産ゲリラ対政府軍、インドネシアの独立運動ゲリラ対政府、さらにはソマリア、スーダン、グアテマラ……。世界中の対立があるところに出かけていって、和平交渉のテーブルにつくように粘り強く働きかけました。

ノルウェーの調停プログラムを日本のモデルに

スリランカ調停は日本も力そそぎましたが、ノルウェーの場合は、調停を始める前に必ずノルウェーのNGOや学者などが現地にもわたつて入り活動しているようです。スリランカでは北東部のタミール・ゲリラの影響下の地域に、タミール語の話せるノルウェーの学者たちが早くから入っていたと言われています。

まず、政府が出て行くんじゃないんです。対立する両陣営に、はじめは学者やお医者さんや人道援助のNGOといった民間人を入れるわけです。民間人がそれぞれの対立する派の支配地域で現地の人たちと一緒に働きます。そして、何年かかけて民間人が信頼関係を醸成し、交渉の窓口になりうる人を探します。そして、「もうやめとき。和平のテーブルついたら方がええで」と説得します。その上で、ノルウェー政府が和平のテーブルを用意するというやり方なんです。

ルウェーが今まで育てた人道支援や紛争予防に取り組むNGOなどの民間の人たちは、わずか人口五〇〇万たらずの国で六万人いると言われています。NGOなどどとスクラムを組んで、国際的な秘密外交調停とか仲介外交をやっているんです。

私は、このようなやり方が日本のモデルの一つになるんじゃないかと思っています。日本は世界中に対して「武力で一切の紛争を解決しない」と宣言しているわけですから、どこかで紛争があったら、「ちょっと待った」と分けて入る役割を担いやすいと考えるからです。

「アメリカについて行つて、武力で押さえ込みませ」というのとは違って、「うちは武力では解決しない」という憲法があつて、それが国の方針です。ですから、仲介やつたら地の果てまでも行きませ」と言う立場です。この選択は決して甘い立場ではありません。非常に厳しい国際紛争と格闘する訳ですから、覚悟がいります。しかし、紛争の調停や仲介を積極的に展開し、国際紛争解決のために力を尽くす。憲法九条はそのための強力な「武器」になりえると思うのです。

国際社会からの期待はチャンス——②軍縮のイニシアティブを

二つめの軍縮について考えていきたいと思えます。

核軍縮はもちろん、唯一の被爆国としてイニシアティブを取り続けなければなりません。私はピースボートで世界各地を回りましたが、ヒロシマ・ナガサキについては世界中の人たちがくまなく知っています。9・11以降、アメリカがアフガニスタンを攻撃しました。この時、アフガニスタンからパキスタンに難民がたくさん出て行きました。私は難民が多く暮らすパキスタンのペシャワールに調査のために行きました。その時、町で現地の人から「ヒロシマ・ナガサキを体験した日本なら俺たちの苦しみがわかるだろう。助けてくれ」と言われ、「ヒロシマ・ナガサキはこんなに浸透しているんだなあ」と実感しました。

世界中のほとんどの教科書に、広島と長崎への原爆投下のことが書かれてい

る。ということ、世界中で、子どもたちに教えているということ。

先進国には、核を持っている国が多いです。そのような国が、「核の拡散は許さない」と言っても、「自分は持っているのに、人が持とうとしたら、クレームをつけて持たせない。不公平だ」と思われて、説得力に欠けると思います。日本は核を持つていないだけではなく、被害を被って多数の犠牲者を出しているわけです。だから、日本が核軍縮を進めることは、自然だし、説得力があると思うのです。

あまり注目されていませんが、小型武器の軍縮も大きな課題です。

世界の内戦などにおける小型武器の犠牲者は、今は毎年五〇万人といわれています。毎日、一四〇〇人です。小さな武器で殺される場合の特徴は、犠牲者の九割が市民だということです。さらにその中の八割が女性や子どもだそうです。弱い人たちが殺される傾向があるんですね。過去一〇年間で二〇〇万人が殺害されており、重度の障害を負った人たちが六〇〇万人ぐらいます。テロで頻繁に使われるのも小型武器です。ですからこの小型武器の軍縮は、急務です。国連の大きなテーマの一つになっていて、かなり議論されるようになりました。

私は、この小型武器軍縮について国際社会に対して「こんなことができる」と示す役割は、日本にぴったりだと考えています。二〇〇三年の夏に、国連で「小型武器軍縮の実施を強化するための政府間パネル」が開催されました。これは

【注6】武器輸出三原則——次の三つの場合には武器輸出を認めないという政策をいう。

(1) 共産圏諸国向けの場合 (2) 国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合 (3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合。一九七六年の衆院決算委で、佐藤首相(当時)が上記三例については武器輸出をしないと答弁したことから生まれた。その後、一九七六年の衆院予算委で三木首相(当時)が「武器輸出に関する政府統一見解」を発表。平和国家としての立場から対象地域以外への武器輸出も「慎む」姿勢を明らかにし、武器製造関連設備も「武器」に準じる扱いにするなど、いっそう規制を厳しくしたことで、事実上一切の武器の輸出が禁止となった。しかし一九八三年、当時の中曽根内閣が日米同盟上アメリカに対しては三原則を緩め、武器技術に限って供与することを決定。二〇〇四年の日本経団連首脳と自民党五役の懇談会では、経団連側が「防衛産業の技術・生産基盤自体が失われかねない」として危機感を訴え、三原則見直しの検討を要望した。その後小泉首相は、日米で共同技術研究を進めているミサイル防衛(MD)に関する共同開発・生産を3原則の例外と明示するほか、他の案件については個別に判断するなど、新防衛計画の大綱決定にあわせて政策を大きく転換させることになる。

かなり大きな会議でした。この時、日本が議長国に選ばれました。

議長を務めた前国連軍縮大使の猪口邦子さんがその選出過程についてこのように書いていらっやいます。「武器輸出を自制する日本の道義的高みは特別だ。日本こそ世界の人道と軍縮の旗手にほかならない」。小型武器の拡散に病む貧しい国々のこうした声に、他国は立候補を取り下げたのである」と。

日本は武器輸出三原則(注6)があつて、今まで武器を直接輸出することはしてきませんでした。他の先進国は、ほとんどの国が武器を輸出しています。対地雷の輸出もしています。一方で、途上国などにも武器を売って儲けておいて、一方で武器の軍縮と言っても、これもまた説得力がありません。日本は、ここでもイニシアティブがとれる立場にいるはずですよ。

ところが、今、武器輸出を解禁しようとしています。経団連なんか中心になつて言い出しました。とんでもない話だと思えます。ミサイル防衛システムを共同で開発しようというアメリカからの圧力と、武器では他国にはかり儲けさせて遅れをとってきたので、経済競争を勝ち抜くために、武器も売れるようにしてほしいという日本の経済界の思惑が一致したという背景があります。

肌で感じた日本の「国際的信用」の根拠

世界というのはアメリカなどの大きな国だけで構成されているのではなく、多くの途上国、小さな国々があるわけです。その中で日本の評判は結構よかつたと思います。私もピースボートなどであちこち行って、肌で感じてきました。「ヒロシマ・ナガサキで、あんなに悲惨な目に負うたのに、日本人はよがらばつたな。しかも戦争せえへん国らしいで！」みたいに思われてきたわけです。どこかの国が、戦争を放棄した憲法持っているって聞いたたら、「ええ国やなあ」と思いませんか？ 特に紛争を始末やっている小さな国から見たら、「戦争をしなかつたから、経済的にも繁栄したんや」と憧れみたいなホンネの声も聞きます。小型武器軍縮の議長に日本が選ばれたのはそんな背景があつたのです。

武器輸出を解禁するということは、日本が長年築いてきた「信頼」という財産を一夜にしてドブに捨ててに等しいと思います。日本の魂を売る自殺行為だとさえ思えます。

これまで武器輸出をしてこなかったのは、憲法九条が大本にあったからです。国際的信用を構築するために、憲法九条が機能したということではないでしょうか。憲法九条があつて、非核三原則があつて、武器輸出三原則があれば、日本は軍縮のリーダーシップがとれるはずで、テロなどで混乱している時代だからこそ、今まで築いてきた日本の立場がますます重要になっていくのではないのでしょうか。

政府は、国連の常任理事国入りを目指すと言っています。ところが常任理事国に入つて何をしたいのか中身を聞いたことはありません。常任理事国に入つて軍縮を猛烈に進めたいというわけでもない。だいたい、小泉総理が靖国参拝を続けている限り、中国は賛成しませんから常任理事国入りは無理だと思えます。現状では、日本を常任理事国に入れたところでアメリカの票が一票増えるみたいなもんですから、歓迎されていなのではないでしょうか。

本当に常任理事国入りをしたのなら、戦後築いた日本独自の平和路線を貫いた方が、ずっと入りやすいと思うんです。「日本も入つてもらおう」って、小さな国々からたくさん支援を受けられると思います。それに、国連は第二次世界大戦の戦犯としてA級戦犯を裁いたラインの上に作られた組織ですから、靖国参拝を続けて常任理事国に入りたいというのは、小泉さんはまったく矛盾を続けていると思います。

NGOのノウハウを活かす ③ 本当の意味での人道支援

三つ目の柱である人道支援について考えていきたいと思います。

最近では自衛隊も「人道支援」という言葉を使って、キャンペーンをしています。が、それとは違うへ本当の意味での人道支援大国に憲法九条を活用して日本をしていきたいと考えています。

自衛隊はイラクのサマワに人道支援で派遣されているといわれていますが、果たして人道支援なのでしょうか。私は、「人道支援とは似て非なるもの」だと思います。自衛隊のイラクにおける活動経費についての防衛庁資料を見ると、二〇〇四年度の執行額は二・三九億円です。今年七月現在で執行額が五七億円になっています。給水活動などを行っているといわれていますが、給水ならすでに国際的なNGOが取り組んでいました。NGOの場合は、年間数千万円の経費で行っています。一〇〇倍以上の経費です。自衛隊は、何にこんなに経費を使っているのでしょうか。私の強調したい、

〈本当の意味での人道支援〉というのは、活動の無駄を極力なくし、できるだけ現地の人を主体にして行い、自立を助けるというのが大原則

です。給水一つとっても、コーディネーターや技術者が少数で現地に入つて、現場での実際の労働は現地の人たちが行うということが大切です。そこに現地の人たちの雇用を生み出すことができるからです。そして、自分たちが技術を覚え、自分たちの手で復興をしているという意識が生まれることも大切です。

サマワでも、仕事がなくて苦しむ人びとの姿が報道されていますが、仕事がないと不満が高まり、治安も悪くなり、テロの温床をつくることに繋がります。ですから、最大限、現地の人たちが、人道支援や復興活動の現場で直接働けるようにするというのがポイントです。

自衛隊のように、何百人も完結した部隊が中心になってやっていては、本当の自立を助けることになりません。食料や飲用水まで外から持ち込み、要塞を築き、閉じこもつていて本当に有効な活動ができるとは思えません。自衛隊員の人件費も含めて莫大な予算を使っていますが、これだけあつたら、現地の人たちをどれだけ雇い入れることができるでしょう。費用対効果を考えても、自衛隊による人道支援といわれているものは、最も悪い見本だと思います。

しかし、「支援しているときに撃たれたらどうすんねん。危ないやないか。そ

やから自衛隊しか行かれへんのちゃうか」とよく言われます。しかし、武器を持つてゐる方が危ないこともあります。

私はカンボジアの支援などに八〇年代から行っていましたけど、当時は今よりもっと危険でした。目の前で自動小銃を「ババァーン！」と撃たれたことがあります。その日は、ピースボートの数百人の参加者がプノンペンからカンボジア南部のコンポソム(現シアヌークビル)という港までバスで移動していました。何回も車が故障して、夜中になってしまったのですが、途中で、兵士の集団にバスを止められました。私は現場の移動責任者の一人だったので、最前線に行つて交渉しなければなりません。逃げるわけにはいきません。緊張が走りました。

「やっぱり、私が一番最初に撃たれるのかなあ」と思いながら、受け入れ団体のカンボジア人コーディネーターと一緒に兵士たちの前に立ちました。その時、兵士の一人が私の目の前で「バァーン」と空に向つて発砲したのです。銃口から火が吹ききました。真つ赤な火花みたいでした。偶然、その日は私の誕生日だったんです。「私は誕生日に死ぬんか」とつさに思いました。「撃つときは足にしてほしいなあ」とも思いました。怖かったです。

カンボジア人のコーディネーターが現地のクメール語で「この人たちは、援助や国際交流に來ている団体だから、あなたたちに敵対するものではない」と説明しました。私たちは護衛の民兵も連れていたんですが民兵は動かさないほうがいいと判断しました。私はトランシーバーを持っていましたから、各車両に連絡し、みながつてドルを全部集めてくれと指示しました。お金で解決できないかと考えたからです。銃を打った兵士は酔つ払つていたので、向こう側にも止める人が現れました。その場合は収まり、被害はなくバスを出発させることができました。

もし、私が銃を持つていたらどうなると思いますか？ 撃たれたら私も銃を構えると思うんです。それに私はクメール語がわかりませんから、交渉もできません。相手が何を言っているのかもわからないと、恐怖心はますます膨らみます。ですから、銃を持つていたら、つさにこちらでも発砲したかもしれません。こうなると、緊張が一举に高まり、小競り合いから撃ち合いに繋がる危険性があります。

NGOなどが人道支援を行う場合、基本は丸腰です。そして現地の事情や言葉や文化や習慣がよくわかった人たちと行動を共にすることで自分の身を守ろうとします。そして現地の民兵などを雇ったとしても、大げさにせずさりげなく守つてもらふようにします。特に外国人は疑われやすいので、できるだけ現地に溶け込む姿勢で活動をします。

どんな活動にも、リスクはあります。しかし、だからといって銃を持つてゐる自衛隊に守られて行たら安全かといえば、そうでもありません。危ないから自衛隊しか援助に行かれへんというより、武装した軍隊だから余計にトラブルを引き寄せるという場合もあるのです。自分で危険な所だと分かつていて、それでも援助したいという気持ちで行つてゐるわけですから、NGOなどは、身を守るすべは自分たちで最大限考へて、行動します。

外から何百人も兵士が行つて完結した部隊などで行うのではなく、NGOが行う人道支援の原則は、「少人数の精鋭で出かけて、人と物資はなるだけ現地で調達する。その代わりお金をたくさん持つていく」ということだと思ひます。現地で人を雇い、雇用を生みだし、そのこと自体を復興につなぎます。お金が回り経済回復にもつながるし、何より「自分たちが国の復興を支えている」という自負が生まれることは、さきほど説明したとおりです。支援の目的はあくまで自立にあること、これを忘れてはいけません。

そういう意味では今や、ずっと継続して人道支援をしているNGOは、政府よりもノウハウや知識を持つてます。いわゆる人道支援のプロフェッショナルです。NGOのやり方が国際的なスタンダードになつてゐるのですから、そこからもつと学ぶべきやと思ひます。

今からでも遅くない、人道支援こそ日本の安全保障の切り札だ

湾岸戦争のときに、「日本は金ばかり出して人を出さへん」と批判されたと言われました。私は、お金を出すことは恥ずかしいことではなく、むしろとても大事なことだと思ひますね。

例えば日常生活でも、お中元とかお歳暮でタオルや石鹸などのモノを貰うより、商品券を貰った方が嬉しくありませんか。入院したようなときも、花ばつかり貰っても置き場所に困りますね。ちょっとした花束も五千円くらいしますでしょ。花よりも五千円の商品券貰った方が役にたちませんか。助かりますよね。パジャマが必要だったら、パジャマにもなるし、入院費にも充てられるし。お金というのはその現地の人、または本当に困っている人が、一番必要な物を一番必要な時期に用意できるわけですから、援助にはものすごく大事なんですよね。これがなかったら、始まりません。だから、NGOに寄付をしたり募金したりすることは、とても大切な意義深い行為だと思います。

アフガニスタンでは、長年にわたり医師の中村哲さんたちのペシャワール会(注7)が現地で医療活動などを行っています。直接、アフガニスタンには行けないけど、現地で活動している人たちを活動資金の面で支えることは日本にいてもできる。これこそ本当の後方支援ですよ。そういう形で活動に参画できます。

私は中村哲さんたちが活動しているペシャワールの病院などへ行ってきました。医薬品はイランなどで買い付ける場合が多いと聞きました。日本で買うより、イランの方が安く、輸送もしやすいからだそうです。自衛隊のように、遠い日本から何から何まで持って行くというのは、人道支援の現場から見たら考えられないことです。

ノルウェーの政策の話はすでにしましたが、ノルウェーがNGOを六万人も育成したように、

今からでも遅くない。自衛隊を送るよりNGOのノウハウを活かしてへ本当の意味での人道支援を育てていくのが、まちがいがなく日本の大きな安全保障のビジョンになると思います。

国連でもさまざまな問題に取り組むために、NGOを重要なパートナーとして位置づけています。今では、NGOと一緒に働くというだけでなく、NGO抜きのアクションは考えられなくなっているのが、国際的な常識です。

二〇〇五年に国連で「武力紛争予防における市民社会の役割」を議論する大きな国際会議が開かれます。コフィ・アナン国連事務総長が世界中のNGOなどに次のように呼びかけてこのプロセスが始まりました。

「私は、紛争予防に関心をもつNGOに対して、地域・国家・国際の各レベルのNGOが集い、紛争予防におけるNGOの役割とその分野での国連との将来的な相互協力に関して議論する国際会議を開催することを、強く促す」(武力紛争予防に関する国連事務総長の報告書、勧告第二七項、二〇〇一年六月)。

この事務総長の呼びかけに答え、世界を「中央・東部アメリカ・北アメリカ・中央アジア・太平洋・コーカサス・バルカン半島……」など一五の地域に分割して、それぞれの地域のNGOが中心になって議論を始めています。各地域の抱える紛争などに関する現状分析をし、その予防のために何ができるのかを論じ合っています。日本を含む北東アジア地区は、韓国、香港のNGOと日本のピースボートが事務局になって取りまとめ作業を行っています。

日本でも、NGOとしっかりパートナーシップを結び、紛争調停・予防、そして軍縮や人道支援を強力にすすめて行くことが、平和へのステップづくりになると思います。そして、これら平和を創るための総合的な政策を推し進めるために、「外務省」や「防衛庁」とは別の独立した「平和省」を創設したらどうかと、私は提案したいと思っています。

自衛隊三分割案——国際協力隊と災害救助隊の創設

私は、〈正しい武力〉というものはないと思います。アメリカから見たら広島・長崎への原爆投下も〈正しい武力〉だったわけですが、あれは大量虐殺以外の何ものでもないでしょう。ですから、〈正しい武力〉というのはきわめて政治的なものだと思います。イラクの人たちは果たして今、アメリカ軍を「正

しい武力」だと思っっているでしょうか。将来は、すべての軍事力がなくなれば良いと思っっていますが、現実にある自衛隊をすぐになくそうということだけを主張しても説得力がないし、実際すぐにできません。では、少しずつでも改善していくとしたら、どうしていけばいいのかと考えます。

私は、自衛隊は役割を限定して、次のように三分割したらどうかという提案をしています。

一つ目は、専守防衛の部隊です。

この部隊は、専守防衛に徹して、国外には出しません。そして、組織の情報公開などの民主化を行い、軍縮を目指します。

二つ目は、国際協力の専門部隊です。

自衛隊とは別組織です。へ本当の意味での人道支援を専門にします。NGOなどと協力して活動します。PKO活動では、人道支援などの非軍事部門の活動に参加します。

人道支援などの現場で一番大切なことは、各自が自分で判断し、すぐに動くということだと思います。ですから、ピラミッド型の組織は、人道支援には向きません。上官の指示・命令で動く自衛隊は、そういう意味でも、人道支援の対極にある組織だと思います。本来、自衛隊は、人を殺し、戦うことを基本に訓練されている組織ですから、人とつながって、人と一緒に働き、助けるという人道支援活動をするということは、もともと無理なんですね。

人道支援などの現場では、コミュニケーション能力が問われます。コミュニケーション能力とは、単に言葉が分かるとかだけではなく、文化や風習を理解し、

【注7】ベシヤール会——アフガニスタン国境のパキスタンの町、ベシヤールの基地病院を拠点に、国境地域の貧困層やハンセン病患者を対象に医療を続ける中村哲医師の活動を支援する目的で結成され、一九八四年より現地活動を開始したNGO。現在パキスタン北西辺境州・アフガニスタンに一病院と四診療所を運営して年間約一六万人(二〇〇三年度)の患者診療を行っている。二〇〇〇年夏からはアフガニスタンの村々で約一〇〇〇カ所以上の水源(井戸・カレース)確保作業を継続、二〇〇一年一〇月からはアフガニスタン空爆の中で、緊急食糧援助を行なった。このときに寄せられた「アフガニのちの基金」をもとに医療事業、水源確保事業、農業計画から成る「緑の大地計画」を継続、二〇〇三年三月より長期的な灌漑計画を始める。日本での会員数は約一二五〇〇人。

どこの人とも仲良くなつて、土地の人びとと同じものを食べて、生活できるというような総合的なものです。自衛隊みたいに基地を作つて、日本などから持つて行った食品やミネラルウォーターに頼つて暮らすというようなやり方ではありません。このような軍隊の組織では、国際的な人道支援は難しいという指摘はすでにお話ししたとおりです。

そして、沖縄の米軍基地を縮小して、そこにこの国際協力部隊の学校を作つたらどうかと提案しています。日本人だけではなく、実際に紛争が起こつていたり、今後紛争が起こりそうな途上国などから留学生を積極的に受け入れて、平和構築のプログラムや紛争予防・人道支援の技術を学ぶ場を提供する。そして、それらの人たちが自国に帰つてから行う紛争予防の活動をサポートしていくのです。

三つ目は、災害救助の専門部隊です。

この部隊は、世界中どこかで地震などの災害があつた場合、二四時間以内に出勤するというものです。どんな体制の国でも、地球の裏側にでも救助に行きます。この災害救助隊の拠点は神戸に作つたらどうかと提案しています。神戸空港をつくるよりそういうことに私たちの税金を使つた方が有効だと思うのですが、いかがでしょうか。

私は、このような積極的な取り組みが、ほんとうの日本の安全保障になると思います。日本は積極的に平和構築のために汗を流し、そこに税金を使っているのだと世界中に行動で示すことが、ひいては自分たちを守ることにつながると思つているのです。これは、憲法九条の理念の具現化だと思つています。

暴力では紛争は解決しないワケ——暴力の連鎖と戦争の民営化

現在の国際情勢は混乱しています。そのような厳しい状況を踏まえた上で、憲法九条をどう位置づけるのかという発想で考えていく必要があります。

日本が体験した過去の戦争を引き合いに出して、「憲法九条が大事」という過去の教訓としての意義だけではなく、現状の問題解決のために憲法九条

がいかに機能するかということを含め備えた論理展開で憲法九条を論じなければならぬと思います。

そのためには、イラク戦争の状況などをしっかり分析し、今どんなことが起こっているのか、それは何を意味するのかを把握する必要があります。何よりも、現代の戦争を過去の第二次世界大戦のイメージだけで語っていても、今や通用しなくなってきたという戦争観の大転換という側面があるのです。

戦争や紛争の性質が変わってきています。今までは、国家と国家の争いなので、どちらかが白旗を揚げたら終わるのですが、今はそうではない。イラク戦争というのは戦争でしょうか？ 一方はアメリカやイギリスですけれども、彼らは「何」と戦っているのでしょうか。国家と国家の戦いでなければ、どのような軍事勢力同士のぶつかり合いなのでしょうか。ニュースなどでは、「武装勢力」という言葉が頻繁に出てきますが、この「武装勢力」とは何をさすのでしょうか？ とてもあいまいです。衝突している相手が定まらなければ、停戦ができません。イラクをはじめ世界中で、今までの戦争の概念とは異なることが起こっているのではないかと思います。これでは、終わりになき戦いになる可能性があります。ブッシュ大統領や小泉総理はどのようなカオス状態を生み出す引き金を引いてしまったと言えるのではないのでしょうか。

アメリカ側も、はたしてアメリカという国家がしている戦争なのでしょうか。検証が必要です。前線で銃を撃っているのはアメリカ軍ですが、後方支援のかなりの部分は民間会社が担っています。今までは、軍隊の中で完結していた訳ですが、イラク戦争ではアメリカの民間会社が後方支援を分担している。「戦争の民営化」が始まっています。

イラクに行っていたNGOの関係者からこんな話を聞きました。アメリカの兵士たちはアメリカの中で食べていけなくなった人が多い。アメリカの中で仕事

もなく抑圧されている人たちが高給を求めて前戦に來ていると言っています。だから、イラクへ来てやりたい放題やっている人が目立つとも言っていました。アブグレイブ刑務所でのイラク人虐待もそうした中で起こっています。

これでは、まるで戦争がアメリカ国内の失業問題の受け皿になっているように思われます。後方支援のためにイラクに行っているアメリカの民間企業の人たちも、アメリカ国内で仕事がない人たちが多いのです。

アメリカでは、優勝劣敗を柱にした市場論理最優先の経済政策を強力に推し進めたので、貧富の差がどんどん広がっています。そして、経済のグローバル化で間に合わなくなった人、今度は途上国の食べていけない人たちが雇って戦場に送るということも考えられます。

戦争にむらがる民間企業が国際的な失業者をこっそり後方支援としてアメリカ軍の後ろにつけていくとなると、ますますもって戦争をしているのはどちらも国家じゃなくなってくるわけです。未来戦争の悪夢です。

日本でもニート(注8)といわれる若者や失業者が増えてきています。イラクにいるアメリカの民間企業に雇われて、戦場で働く日本のニートの若者が現れるかも知れません。

アメリカの経済構造とイラク戦争は密接な関係があります。日本とも関係しています。アメリカは戦費がかさんで赤字が膨らんでいます。日本がアメリカの国債を買ってアメリカの財政赤字を支え、アメリカは莫大な戦費を支出しているという構造です。小泉さんは「アメリカ国債は買い続ける」とブッシュに空手形を切っています。

世界の社会や経済の構造変化、それに伴う「戦争の民営化」などの現状認識をした上で、このような状況下で、憲法九条の理念をどのように生かすことができるのか突き詰めて考える必要があります。観念的なことだけではなく、具体的なアクションプランを伴って提示していく必要があると思います。

9・11の米国同時多発テロ以降、武力だけでは紛争の解決が難しいというこ

とが、ますます明らかになってきました。今、世界は、いよいよ暴力が連鎖する悪循環の泥沼化ということを目の当たりにしています。

ブッシュ大統領や小泉総理は「テロとの戦い」と叫んで力で押さえ込もうとしています。この二年間でテロの数はずつと増えているのではないのでしょうか。武力で押さえ込むもうとすればするほど、リスクが高くなる。暴力を暴力で封じ込めようという論理が破綻しかかっているわけです。

こんな時代だからこそ「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という憲法九条の理念が生きてくると思います。

この理念を活かした行動が今ほど必要なときはないのではないのでしょうか。

今こそ、効く。憲法九条

「おまえは理想主義者だ」と言う人がいます。それに対して、「武力で押さえ込むことは、本当に出来るの?」と私は、問い返します。

アメリカはあれだけの軍事力を持っていても、世界貿易センタービルをやられました。そして次の9・11を国中がおびえ恐れている。それでは、日本はあれ以上の武器を持つのか。自分たちを守るためにどれだけの武器を持てばいいのか。武力で抑えつけようと思つたら、アメリカ以上に軍事力を持たなければ

【注】ニート(Not in Education, Employment or Training)——「厚生労働省による『若年無業者』の定義は、非労働力人口(働いていないし、働くための具体的な行動もしていない)のうち①一五歳から三四歳②家事・通学をしていない人。ニートは加えて③卒業者④未婚に該当する人を指す。厚生省が総務省の労働力調査をもとに初めて推計したところ、〇三年は五二万人で一年間で四万人増えたという。ただ、研究者らから『二七万人いるフリーターとの境界があいまい』との指摘もある」(二〇〇四年一月八日朝日新聞・掲載記事より抜粋)。「仕事のなかの曖昧な不安」などニートについての著書がある玄田有史氏(東京大学助教授)によれば、「ニートは不透明で閉塞した状況のなか、働くことの意味をむしろ過剰なほど考えこんでいる。ニートが象徴するのは、個性や専門性が強調される時代に翻弄され、働く自分に希望が持たなくなり、立ち止まってしまった若者の姿だ。だから、私たちはニートを『働く意欲のない若者』とせず『働くことに希望を失った若者』と書いた」(同記事より抜粋)

ならないという論理になります。核兵器だつて必要だという話になります。それでも「これで十分」には決してならない。

そんなこと出来へんし、するべきじゃない。

憲法九条を変えて、〈集团的自衛権の行使〉を認めてアメリカと一緒に戦争に突っ込んでいく道を選ぶのか、それとも、調停外交や軍縮や人道支援などを率先して推進する道を選ぶのか。憲法九条を「変えるか、変えないか」という選択は、このどちらの道を選ぶかということになると思います。

私は、どちらの道にもリスクがあるということから目をそらすつもりはありません。どちらかの方法で全部問題が解決するということも難しいでしょう。

私は、憲法九条を守っていたらバラ色の平和な社会がすぐ実現するとは思っていません。そんな脳天気なことを言っはけません。しかし、

平和な社会の実現に近づくためには、憲法九条を変えない選択の方がリスクが低いと私は思うのです。

今こそ、今だからこそ、日本のリスクを減らしていくためには憲法九条は変えない方が有効だと考えているのです。その上でとるべき行動がたくさんあります。それをいまずぐ実行する政治や私たちの行動が求められています。

私は、過去の戦争の体験から生み出した憲法九条を、古いものとしてではなく、暴力の連鎖が止まらない現在の社会の問題を解決していくための有効な概念として再提起していきたいと考えています。

「護憲」「改憲」「創憲」「加憲」……。

さまざまな立場で語られています。私はあえて言うならば、今の憲法を活かして行動をする「活憲」でいきたいと思ひます。

※二〇〇四年十一月十五日、早稲田大学での講義をもとに、加筆・再構成しました。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のこのみに専断して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕
第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二 国会を召集すること。
三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七 栄典を授与すること。
八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九 外国の大使及び公使を接受すること。
十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第一〇条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第一一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕
第二二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第二三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第二四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを授ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第二五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選挙に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第二六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第二七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第二八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第二九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
〔宗教の自由〕
第三〇条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕
第三一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕
第二二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕
第二三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕
第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕
第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び

児童酷使の禁止〕

第二七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕
第二八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕
第二九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕
第三〇条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕
第三一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕
第三二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕
第三三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕
第三四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁され

ず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、捜索及び押収の制約〕
第三五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕
第三六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕
第三七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕
第三八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔濫及処罰、二重処罰等の禁止〕
第三九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為について

は、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕
第四〇条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

〔国会の地位〕
第四一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕
第四二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕
第四三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕
第四四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕
第四五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕
第四六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕
第四七条 選挙区、投票の方法その他両議

院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕
第四八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費〕
第四九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕
第五〇条 両議院の議員は、法律の定めるところを除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕
第五一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕
第五二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

〔臨時会〕
第五三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕
第五四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた

措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕

第五五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定数と過半数議決〕

第五六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕

第五七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔議員の選任及び議院の自律権〕

第五八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕

第五九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決した

とき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第六〇条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第六一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第六二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第六三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔彈劾裁判所〕

第六四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

2 彈劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

〔行政権の帰属〕

第六五条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第六六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第六七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内

に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第六八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第六九条 内閣は、衆議院で不信任の決議

案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠缺一又は総選挙施行による総辞職〕

第七〇条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕

第七一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第七二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第七三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第七四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署

することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第七五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第七六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に委任する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第七八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関が行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第七九条 最高裁判所は、その長たる裁判

官及び法律の定める員数のその他の裁判官
これを構成し、その長たる裁判官以外の
裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任
命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際
国民の審査に付し、その後十年を経過した
後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更
に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が
裁判官の罷免を可とするときは、その裁判
官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定
める。

5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める
年齢に達した時に退官する。

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に
相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任
中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕
第八〇条 下級裁判所の裁判官は、最高裁
判所の指名した者の名簿によつて、内閣で
これを任命する。その裁判官は、任期を十
年とし、再任されることができない。但し、
法律の定める年齢に達した時には退官す
る。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に
相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任
中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕
第八一条 最高裁判所は、一切の法律、命
令、規則又は処分が憲法に適合するかしな
いかを決定する権限を有する終審裁判所
である。

〔対審及び判決の公開〕
第八二条 裁判の対審及び判決は、公開法
廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の
秩序又は善良の風俗を害する虞があると決
した場合には、対審は、公開しないでこれ
を行ふことができる。但し、政治犯罪、出
版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障

する国民の権利が問題となつてある事件の
対審は、常にこれを公開しなければならない
い。

第七章 財政

〔財政処理の要件〕

第八三条 国の財政を処理する権限は、国
会の議決に基いて、これを行使しなければ
ならない。

〔課税の要件〕
第八四条 あらたに租税を課し、又は現行
の租税を変更するには、法律又は法律の定
める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕
第八五条 国費を支出し、又は国が債務を
負担するには、国会の議決に基づくことを必
要とする。

〔予算の作成〕
第八六条 内閣は、毎会計年度の予算を作
成し、国会に提出して、その審議を受け議
決を経なければならぬ。

〔予備費〕
第八七条 予見し難い予算の不足に充てる
ため、国会の議決に基いて予備費を設け、
内閣の責任でこれを支出することができ
る。

2 すべて予備費の支出については、内閣
は、事後に国会の承諾を得なければならぬ
い。

〔皇室財産及び皇室費用〕
第八八条 すべて皇室財産は、国に属する。
すべて皇室の費用は、予算に計上して国会
の議決を経なければならない。

〔公の財産の用途制限〕
第八九条 公金その他の公の財産は、宗教
上の組織若しくは団体の使用、便益若しく

は維持のため、又は公の支配に属しない慈
善、教育若しくは博愛の事業に對し、これ
を支出し、又はその利用に供してはならぬ
い。

第八章 地方自治

〔会計検査〕

第九〇条 国の収入支出の決算は、すべて
毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、
次の年度に、その検査報告とともに、これ
を国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で
これを定める。

〔財政状況の報告〕
第九一条 内閣は、国会及び国民に對し、
定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況
について報告しなければならない。

第九二条 地方公共団体の組織及び運営に
関する事項は、地方自治の本旨に基いて
法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕
第九三条 地方公共団体には、法律の定め
るところにより、その議事機関として議會
を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及
び法律の定めるその他の役員は、その地方
公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕
第九四条 地方公共団体は、その財産を管
理し、事務を処理し、及び行政を執行する
権能を有し、法律の範囲内で条例を制定す
ることができる。

〔一〕の地方公共団体のみに適用される特別
法
第九五条 一の地方公共団体のみに適用さ
れる特別法は、法律の定めるところにより、

その地方公共団体の住民の投票においてそ
の過半数の同意を得なければ、国会は、こ
れを制定することができない。

第九章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第九六条 この憲法の改正は、各議院の総
議員の三分の二以上の賛成で、国会が、こ
れを発議し、国民に提案してその承認を経
なければならない。この承認には、特別の
国民投票又は国会の定める選挙の際行はれ
る投票において、その過半数の賛成を必要
とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たと
きは、天皇は、国民の名で、この憲法と一
体を成すものとして、直ちにこれを公布す
る。

〔基本的人權の由来特質〕
第九七条 この憲法が日本国民に保障する
基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲
得の努力の成果であつて、これらの權利は、
過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国
民に對し、侵すことのできない永久の權利
として信託されたものである。

第九八条 この憲法は、国の最高法規であ
つて、その条規に反する法律、命令、詔勅
及び国務に関するその他の行為の全部又は
一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された
国際法規は、これを誠実に遵守することを
必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕
第九九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国
會議員、裁判官その他の公務員は、この憲
法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第一章 補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第一〇〇条 この憲法は、公布の日から起
算して六箇月を経過した日（昭二二・五・
三）から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律
の制定、參議院議員の選挙及び国会召集の
手続並びにこの憲法を施行するために必要
な準備手続は、前項の期日より前に、こ
れを行ふことができる。

〔參議院成立前の国会〕
第一〇一条 この憲法施行の際、參議院が
まだ成立してゐないときは、その成立する
までの間、衆議院は、国会としての権限を
行ふ。

〔參議院議員の任期の經過的特例〕
第一〇二条 この憲法による第一期の參議
院議員のうち、その半数の者の任期は、こ
れを三年とする。その議員は、法律の定め
るところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する經過規定〕
第一〇三条 この憲法施行の際現在に職す
る国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びに
その他の公務員で、その地位に相應する地
位がこの憲法で認められてゐる者は、法律
で特別の定をした場合を除いては、この憲
法施行のため、当然にはその地位を失ふこ
とはない。但し、この憲法によつて、後任
者が選挙又は任命されたときは、当然その
地位を失ふ。



JKカフェ(高槻市)にて

【書名】

辻元清美講演録【憲法編】
私はやっぱり、憲法を活かす道を選択したい。
増補改訂版

【発行年月日】

初版第一刷 二〇〇五年一月二五日
増補改訂版第一刷 二〇〇五年二月八日

【写真】

明 博史

【発行】

辻元清美再生プロジェクト

〒五六九―〇〇七一 大阪府高槻市城北町一―五―一七
マツムラビル三F
TEL 〇七二―六七四―〇一六〇
FAX 〇七二―六六二―六二一〇
info@tujimoto.net <http://www.tujimoto.net/>



【頒価】

五〇〇円

※このパンフレットは、再生紙と大豆インクを使用しています。